

広島大学病院医療安全監査委員会規則を次のように定める。

平成 29 年 3 月 7 日

広島大学長 越智 光夫

平成 29 年 3 月 7 日規則第 13 号

広島大学病院医療安全監査委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学病院医療安全監査委員会の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 広島大学(以下「本学」という。)に、広島大学病院(以下「病院」という。)の適正な医療安全管理体制を確保することを目的に、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 16 条の 3 第 1 項第 7 号及び医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 条)第 9 条の 23 第 1 項第 9 号の規定に基づき、広島大学病院医療安全監査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の業務)

第 3 条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 病院の医療安全に係る業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。
- (2) 必要に応じ、学長又は病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。
- (3) 前 2 号に掲げる業務について、その結果を公表すること。

(組織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員 3 人以上で構成する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者
 - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者(前号に掲げる者を除く。)
 - (3) その他学長が必要と認める者
- 2 前項の委員の過半数は、病院と利害関係を有しない者(以下「学外委員」という。)とする。
- 3 委員は、学長が任命又は委嘱する。
- 4 学長は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の委員が病院と利害関係を有した場合は、当該委員を交代させなければならない。
- 5 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。
- 6 委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の公表等)

第 5 条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由を記載した書類を厚生労働大臣に提出し、これを公表する。

(会議)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学外委員のうちから学長が任命する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した学外委員が、その職務を代行する。

第7条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

第8条 委員会は、委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 委員は、職務上知ることのできた秘密及び個人情報を正当な理由なく漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、病院運営支援部総務グループにおいて処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(制定理由)

特定機能病院の承認要件の見直しに伴い、外部監査委員会の設置が義務付けられたため。